

Keyword；排出事業者責任、排出事業者責任自己評価表、 廃棄物処理法、 感染性廃棄物、
特別管理産業廃棄物管理責任者

感染と感染性廃棄物の ABC 第 107 回 排出事業者責任とは何か？ 23

Ⅲ. 排出事業者責任の実際 2 排出事業者責任遂行の大項目 7 項と具体的 25 項目

新たな章 Ⅲ. 排出事業者責任の実際 に入ります。具体的な実践を含めた排出事業者責任の遂行についての解説に入るために、今回は、その前提として、廃棄物処理法の問題である汚染者負担の原則とこれに基づく委託処理のための排出事業者責任という考え方について解説しました。

黒澤明監督の 1963（昭和 38）年の名作の 1 つの『天国と地獄』に、病院内の焼却炉で藤原釜足が医療廃棄物を燃やしている場面が出てきます。重要な場面で、この映画は、まだカラー以前のパートカラーという一部分だけがカラーということでもこの場面が印象的でした。筆者自身も診療所にアルバイトで勤務しており今から思えば貴重なシーンであったと思います。新幹線ではなく特急こだまが一役買っているという場面もあります。

病院内での焼却など今ではとても考えられないですが、ここがクライマックスです。現在は、ダイオキシン類規制から、ほとんどの医療機関では、業の許可を持つ処理業者に、収集運搬や焼却など中間処理を委託するという形で、感染性廃棄物処理をしております。

1. 排出事業者責任 — 委託をしてもよいが、責任は、あくまで排出事業者

前回、重要なことは、事業者は、廃棄物処理法第 3 条で、自ら適正に処理と謳っていますが、感染性廃棄物の処理も、自らできない場合には、委託をしても良いとなっています。しかし、あくまで排出事業者は、医療機関であるということがポイントです。

感染性廃棄物等が医療機関から排出され、中間処理を経て、最終処分されるまで全て責任は、処理業者ではなく、汚染者負担の原則に基づき、排出事業者にあるというのが、排出事業者責任の基本的考え方です。そして、この考え方で廃棄物処理法は、種々規定されています。これが後の 25 項目の最初の項目 1. で解説する廃棄物処理法の理念です。

2. 医療機関の特殊事情 — 医療機関には、特別管理産業廃棄物管理責任者を置く

前回詳しく説明しましたが、前提の 1 つとして医療機関の特殊事情に触れました。

廃棄物に関して医療機関は、大変不利な状況にあるということを十分理解して、これを補うことを積極的にする必要があります。不利では済まされない状況で、これは感染性廃棄物を排出する医療機関は、特別管理産業廃棄物管理責任者（以下、管理責任者と呼びます。）を置くと、廃棄物処理法の法律レベルで規定されています。そして、管理責任者の資格をとるには、厚生省指定の講習会を受講することが、施行規則で規定されています。

ところが、医療関係だけは例外で、この本来受けるべき管理責任者講習会を受講していないで、この資格を認めています。本人さえも持っていることを知らない資格、それが感染性廃棄物を管理する「特別管理産業廃棄物管理責任者」で、前代未聞の処置です。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師等々、多くの方が自動的に持っているにもかかわらず、廃棄物に関する法規など中身は無しという、廃棄物に対して余りに無防備過ぎる、非常に危険な状態であるということです。余りにいい加減な廃棄物処理法の規定ということになります。医療の中にいると他も同じと思っていますが、講習会を受けずに管理責任者の資格を取得しているのは、医療だけです。

特に医師の方は、かつて一昔前までは、医師という資格で、看護師や臨床検査技師の技能についても、全ての資格があるとされていました。この習慣か、管理責任者についても、何の知識を得なくても資格があることを抵抗もなく、受け入れています。

このような実態から、前回ご紹介した『医療関係機関等を対象とした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会』に対しても、診療所や病院の院長は、理解を示しません。院長も看護師も資格を持っているから、なぜいまさらとか、事務の者が1日掛けて有料の講習会を聴取する必要があるのか？ 診療報酬や診療に繋がらない、廃棄物は、処理業者に費用を払っているのだから任せておけば良いという考え方が現在でもまかり通っています。

平成29年ですが、以下にあるようなセミナーの企画に参画し、弁護士芝田麻里先生のご協力を得て、まさに『知らないとコワイ廃棄物処理法』、『知らないとコワイ排出事業者責任』をテーマとしてセミナーを開催しました。

第2回基礎から分かるアダモス医療廃棄物適正処理セミナー演題抜粋

★ 第2回 基礎から分かるアダモス医療廃棄物適正処理セミナー開催 [抜粋] 法的にみた排出事業者責任と分別の実務

主催：一般社団法人 医療廃棄物適正処理推進機構（アダモス；ADAMOS）

協力：公益社団法人 神奈川県産業廃棄物協会 日時；2017（平成29）年3月9日（木）

講演 知らないとコワイ廃棄物処理法の基礎知識 芝田麻里・芝田総合法律事務所・弁護士
全国産業廃棄物連合会、東京都産業廃棄物協会の顧問弁護士事務所の主力弁護士から、廃棄物処理法の基本、排出事業者責任に問われるリスクから回避するためのポイントなどを事例も交え、どのような罰則になるかなど分かり易く解説していただきます。

講演 知らないとコワイ排出事業者責任と分別のポイント

— 最新トピックス 水銀廃棄物対策の最新事情 — 原田 優・有害・医療廃棄物研究会理事
東京臨海リサイクルパワー（株）顧問・元日本医師会

不法投棄に遭わないためにも、排出事業者責任は、医療機関自身を守るため。

チェックシートに○すれば排出事業者責任を果たしているか診断できます。

感染性廃棄物他の分別はどうすれば良いか？ いまなぜ水銀廃棄物対策か？ など

委託に関する廃棄物処理法の罰則は、厳しいです。

廃棄物処理から処理施設が爆破して死者2名、負傷者20数名が出た事故がありました。

その際の罰は、工場長が業務上過失致死罪（刑法211条 5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金）でした。

廃棄物処理法でしたら、マニフェストを診療所が交付しなければ、マニフェスト不交付で懲役1年又は、罰金100万円です。（なおH30.4より罰則が2倍になりました。）

そして、もし診療所や病院が業の許可のない処理業者に委託をすれば、廃棄物処理法第12条の2 第5項の違反で、委託基準違反（令第6条の2、第1号、第2号）で、罰則（第25条）5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金となっています。

罰則を比べても意味ないですが、廃棄物処理法の厳しさをご理解いただけたらと思います。ぜひ医療機関の院長の方々に知っていただきたいです。

これらの背景から2017（平成29）年には、アダモス；医療廃棄物適正処理推進機構では、第2回 基礎から分かるアダモス医療廃棄物適正処理セミナーを開催、「法的にみた排

出事業者責任と分別の実務」とし、委託を中心とした事務面と分別など感染性廃棄物の実務面との両面について啓発の機会を作りました。

知らないとコワイ廃棄物処理法の基礎知識 は、排出事業者責任のさらに基礎となる廃棄物処理法の重要点を**芝田麻里弁護士** が、分かり易く解説し、**知らないとコワイ排出事業者責任と分別のポイント**は、**原田 優** が、排出事業者責任の25項目、為すべきことと怠った場合の罰則などと共に解説し、分別については、事例の写真等を挙げて、感染性廃棄物からの感染、感染予防等を説明しました。

感染性廃棄物の分野では、なかなかこのような機会がありません。他の分野では、産業廃棄物の管理責任について民間のセミナーや検定試験を企業1社から複数の方が受けるなど積極的です。これと比べるまでもなく、これほど遅れており認識がないのは、医療分野だけです。もっとも医療関係は、廃棄物処理法も、罰則も教わっていないのですから、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会があっても受けるという必要性さえ気が付かなくても無理ありません。

この利用の結果が出るには、まだまだ時間を要しそうです。

このため辿り着いたのが、発想転換の考え方と排出事業者責任の具体的提示です。

3. すでに処理業者に委託処理を依頼し、日常処理を行っている医療機関はどうするの？

多くの医療機関の方は、必ずといってよいほど、問題なく処理を行っており、今さらその必要はないといわれます。しかし排出事業者責任の立場から見直してみると、いずれも不完全であり、理解も不十分であるケースが多々みられます。

排出事業者責任は、気が付きませんでした。排出事業者側に一方的に責任を問われる規定が多く、処理者側には同じ規定はない場合が多いです。

排出事業者に落ち度があってはと、処理者側がマニフェストなり、今回触れる契約書その他の用意などをしてきている場合が多々あります。

このこと自体は、遵法の上からも、違反とならないためにも良いのですが、排出事業者側が何の理解もなく、一方的に受け入れていることは、大変危険です。

例えば契約などでも、契約書は、契約の終了日から5年間保存などの規定は、我々は、排出事業者ばかりか、当然契約の当事者になる処理者側にも同様規定があると思っておりましたが、これは排出事業者のみの規定で、処理者側は、保存の義務はありません。このようなこともあることに注意してください。

もし処理者側が全てやってくれるものと思っていたりすれば、処理者側が少しでも怠れば、処理者は違反になりませんが、排出事業者は、違反となるわけです。再委託なども排出事業者が一方的に受諾をすれば成立し、処理者側には、何ら規定はありません。

このようなことを含めて、排出事業者責任は、初期段階の事項が意外に多く、現在処理が進んでいる場合であっても、一度、ここで解説していく排出事業者責任の25項目の自己評価表で示す廃棄物処理法を理解した上で正確に見直しをすることが必要です。

例えば、全産連（全国産業資源循環連合会）が過去の提供していた契約書の様式例に収集運搬の最終目的地の1項が落ちていました。通常、これは処理業者が購入して、排出事業者提供しているものです。したがって、何かことが起きれば、契約書を見る限りは、運搬の最終目的地という重要な1項目であり、もしこれが落ちていれば、契約書の記載事項の委託基準違反となり、罰則としては、懲役3年以下、または罰金300万円以下となります。

契約などは、自動更新を行っている、処理業者の業の許可の更新の確認、許可証添付などは、処理業者任せで疎かになっていることが多いです。

この機会に、これから進める排出事業者責任の遂行の項目に合わせて、ぜひ初心に戻って、改めてチェックをお願いいたします。また契約については、この後排出事業者責任の逐一の解説でも取り上げますが、契約は、書面で、排出事業者と処理業者とは、1対1で、排出事業者は、同時に二者とは契約できない、契約には、記載しなければならない項目が規定されているなどいくつかの必須項目があります。この点細心の注意が必要です。

過去の違反例ですが、排出事業者は、A県のX医療機関で、A県からB県、C県を通過してD県まで廃棄物を運搬し、D県内の処理会社で処理するというケースがありました。

受けたZ収集運搬処理会社は、A県の収集運搬許可証を持っていました。

ところが、この会社に依頼したX医療機関は、無許可処理業者に委託したという委託基準違反で書類送検されました。本来なら、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金、又は、この併科となっています。実際には、この地域の38医療機関が同時に書類送検されました。これは、収集運搬は、出発地と到着地の両方の許可が必要であったということです。このように法令も適用が難しく、簡単な点であっても見直しが必要です。

4. 排出事業者責任遂行の各項目の解説

4.1 排出事業者責任を遂行するにあたって

排出事業者責任には、具体的にはどのような内容の項目があるか、廃棄物処理法に該当する規定項目、その他の項目も含めて、25項目について、順次解説をします。

この場合、医療機関は、いくつかのパターンに分かれます。

ア. 医療機関が初めて、委託処理をはじめの場合、

イ. 現在すでに医療機関は委託処理を行っているが、見直しをするという場合、

ウ. 現在、委託処理をしており、見直しも必要なし の3つのケースが考えられます。

排出事業者責任は、委託処理であっても、委託した処理業者でなく排出事業者にあることは、廃棄物処理法の基本精神である汚染者負担の原則から、当然のことです。

4.2 排出事業者責任へのアプローチ — A. B. C. 2つの表と1つの図の関係

排出事業者責任の考え方を含めて、**大項目 7項 大きな流れ**にまとめました。これが第1の見方で**A.**です。

次に、感染性廃棄物等の委託処理を始める手順を中心に初期項目と継続項目を計**16項目のカテゴリー**に分けてフローチャートでみました。**B.**です。

排出事業者責任として大項目7項目、具体的にはここでは、**25項目**に細分し、自己評価表とした**C.**があります。

A. 大項目 7項：廃棄物処理法規定項目とそれ以外の項目 考え方と流れです。ここでは法規定項目とそれ以外の項目に分けて、排出事業者責任の項目を挙げてあります。

B. 中項目 フローチャート 16項 初期事項・継続事項別；順序を重視しています。

C. 小項目 具体的 25項目 ということになります。；**A. の7項**を細分しました。いずれも**コラム一覧の最上段**に掲載してあります。

A. B. C と3つのものは、上下関係にあります、観点が異なり、必ずしも綺麗に分類はされません。

表1 A. B. C. 2つの表と1つの図の関係 (A. を25項目に細分化がC.)

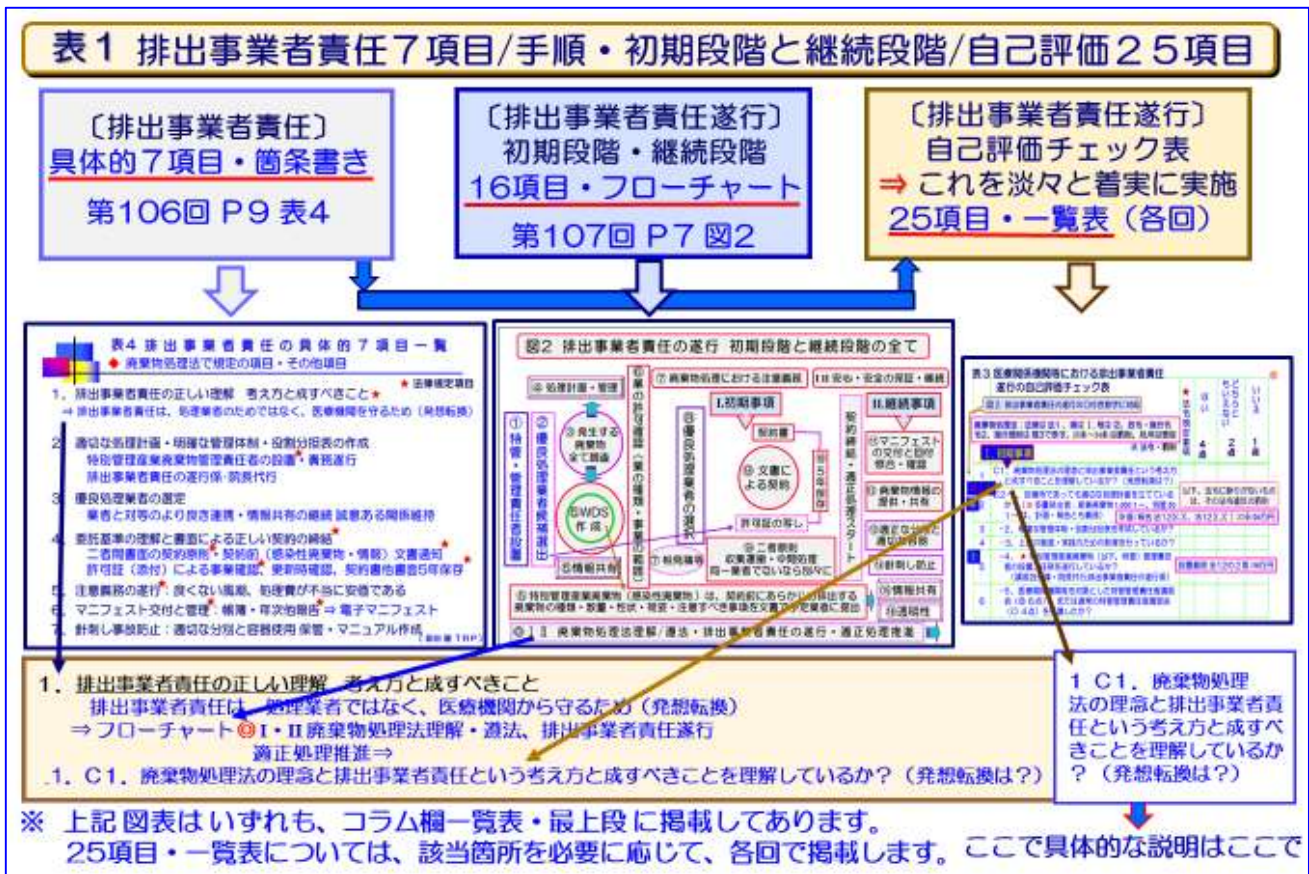


表2 排出事業者責任の具体的7項目一覧

◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定の項目・その他項目

1. 排出事業者責任の正しい理解 考え方と成すべきこと ★ 条件付法律規定項目
⇒ 排出事業者責任は、処理業者ではなく、医療機関自身を守るため
2. 適切な処理計画 ★ 明確な管理体制・役割分担表の作成
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 ★ 責務遂行
要・講習会受講者 ⇒ 排出事業者責任の遂行係・院長の代行
3. 優良処理業者の選定 ★ 契約前(感染性廃棄物/以外情報)文書通知/WDS ★
業者と対等のより良き連携・情報共有の継続 誠意ある関係維持 ★
契約前に委託予定廃棄物の種類等をあらかじめ文書で処理業者に通知 ★/WDS ★
4. 委託基準の理解と書面による正しい契約の締結 ★・記載事項 ★
許可証による事業確認 ★・二者間契約の原則、契約書と一緒に5年保存 ★
5. 注意義務の遂行 ★：良くない風潮、処理費が不当に安価/処理困難通知 ★
6. マニフェスト交付と管理 ★：帳簿 ★・年次他報告 ★ ⇒ 電子マニフェスト ★
7. 針刺し事故防止 ★：適正な分別/適切な容器使用 保管 ★・表示/マニュアル作成 ★

※ WDS (Waste Data Sheet) 廃棄物内容データシート H300713改訂〔原田 優 TRP〕

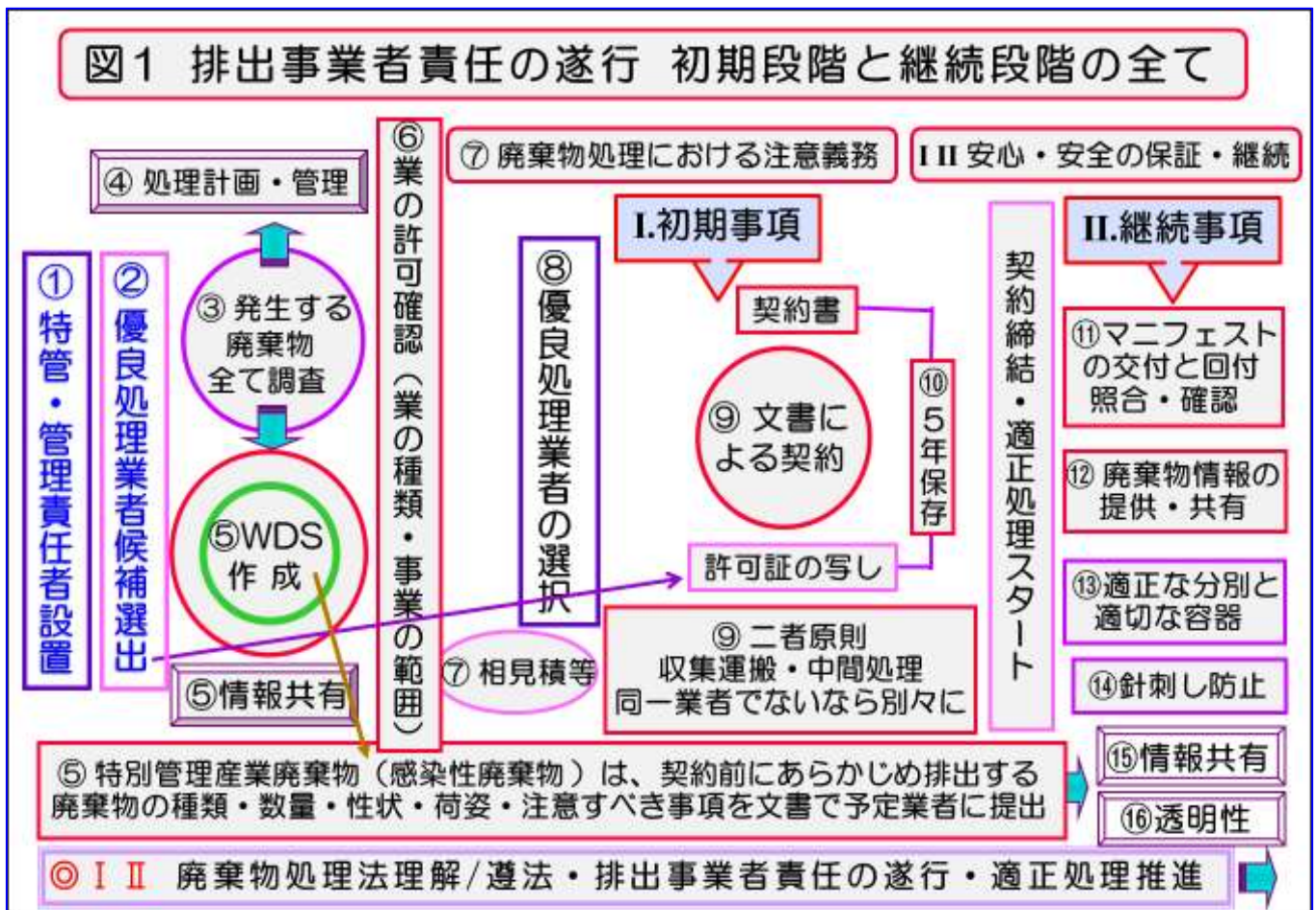
A. 大項目 7項目一覧 — 箇条書きで、廃棄物処理法規定項目とそれ以外の項目 A. B. の関係が分かりにくいのでp5 表1 を用意しました。

排出事業者責任に該当するものを、廃棄物処理法の法規定項目には、★印を付け、規定外の項目は無印で、大きな流れの中で、7項目にまとめてあります。

B. 中項目 フローチャート 16項目 — 2つの段階 初期段階と継続段階

初期段階と継続段階の2つに分けられます。これが大前提で、後は、16項目の要素について、実際に排出事業者責任を進める上での手順通りになっています。

初期段階は、優良処理者選び、契約など初めて医療機関が感染性廃棄物等の処理を委託で始める際に行うことです。継続段階は、マニフェスト、分別などの事項です。



C. 小項目 具体的 25項目 解説はこの順で、A.、B. の番号も付記しています。

排出事業者責任A. 大項目 7項目一覧をさらに具体的になすべき事項として 25項目に分けてあり、自己評価として、まず実行しているかどうか調べてください。もし実行されていない、あるいは不十分であれば改善してください。法令規定事項であれば、直ちに規定に従ってください。淡々とその処理を行うだけです。

25項目は、A. の大きな項目としての流れでまとめられています。

表3 医療関係機関等における排出事業者責任
遂行の自己評価チェック表

		★ 法令規定事項	はい 4点	どちらとも いえない 2点	いいえ 1点
図2 排出事業者責任の遂行の○付き数字に対応 廃棄物処理法；法律は法1、項はI、号は②、政令・施行令 令2、施行規則は規3で表す。25条～34条は罰則。月、年は懲役 ※法令・罰則					
I. 初期事項					
1	C1. 廃棄物処理法の理念と排出事業者責任という考え方 と成すべきことを理解しているか？（発想転換は？）				
④	② C2-1. 診療所であっても適切な処理計画を立てている か？（★多量排出者；産業廃棄物1,000t～、特管50 t～は、計画・報告とも義務）				以下、法令に断りがないものは、その法令違反の罰則 計画/報告法12IX,X、法12X,X I 33条/20万円
3	-2. 明確な管理体制・役割分担表を作成しているか？				
4	-3. 上記の徹底・実践のための教育を行っているか？				
①	⑤ -4. ★特別管理産業廃棄物（以下、特管）管理責任 者の設置、任務を遂行しているか？ （講習会受講・院長代行；排出事業者責任の遂行係）				設置義務法12の2Ⅷ/30万円
6	-5. 医療関係機関等を対象とした特管管理責任者講習 会（◎6点）、または通常の特管管理責任者講習会 （○4点）を受講したか？				

大部分の医療機関では、すでに廃棄物処理は進められていることと思います。これらの多くの方は、p3の「3. すでに処理業者に委託処理を依頼し、日常処理を行っている医療機関はどうするの？」をお読みいただき、初心に戻って一度理解した上での見直しをぜひお願いいたします。そしてこれは、他の分野よりも何よりも、遅れをとっている医療分野ではやらなければならない事項です。

解説は、この25項目順にしていきます。順序については、図2の16項目のフローチャートの○付き数字で対応して、①あるいは◎I IIで表しています。

★は、廃棄物処理法の法律、施行令、施行規則などの法令規定事項です。

表2でも表示されています。もし25項目で1つでもこのマークがあり、実行されていないならば、直ちに見直して改善を図らなければなりません。なお★は条件付きです。

大項目7項目は、緑の枠内の25項目の箇条書きの先頭に、Cを付けてC1～C7のように付けてあります。

7項目の1番目を取り出し、A. B. C. を同時に見たものが、下記 枠内です。

1. 排出事業者責任の正しい理解 考え方と成すべきこと

排出事業者責任は、処理業者ではなく、医療機関から守るため（発想転換）

⇒ フローチャート ◎ I・II 廃棄物処理法理解・遵法、排出事業者責任遂行
適正処理推進 ⇒

1. C1. 廃棄物処理法の理念と排出事業者責任という考え方と成すべきことを理解しているか？（発想転換は？）

大項目の7項目と更に具体的に何をやるかを表した p6 図1 フローチャートで示す16項目 ⇒ が、これに続きます。一番目のみは、⇒ ◎ I・II 廃棄物処理法理解・遵法、排出事業者責任遂行、適正処理推進となっています。

⇒ 1. C1. 廃棄物処理法の理念と・・・（発想転換は？）と全体に亘ることなので、表記が異なります。また、必ずしも内容で一对一での対応をしていないものもあり少し分かりにくいです。

25項目の第1番目の解説を以下からスタートいたします。

1 C1. 廃棄物処理法の理念と排出事業者責任という考え方と成すべきことを理解しているか？（発想転換は？） ◎ I II

大項目1. で、小項目1 C1（ここでのCは、大項目；ChapterのC1です。）

これは、現在の廃棄物処理法が、公害国会と同じ年の1970（S45）年に公布されたことも関係しているのか、公害と同じその基本理念は、「**汚染者負担の原則**」です。

これは、排出事業者、すなわち企業や医療機関の方々は、自分たちだけに課せられていると考えている医師をはじめ企業の方も多いです。

次ページ 表4 上段の廃棄物処理法の第2条の4 国民の責務排出事業者責任を見ても分かる通り、汚染者負担の原則は、「**なるべく自ら処分する**」と国民にも課せられています。

そして、そればかりか国民の責務には、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等再生利用、分別しての排出までも、法律で規定しています。

当然、医療機関のように診療という事業を営んで、診療報酬を受けている以上は、社会貢献をしているとはいえ、診療により発生した廃棄物は、「**自らの責任において適正に処理する**」というのは、当然のことといえます。（表4 中段）

これが排出事業者責任の考え方です。

感染性廃棄物など廃棄物処理は、自ら行えない場合には、許可を持つ処理業者であれば委託により処理を依頼することができます。（表4 最下段）

そしてここで重要なことは、表4 右下の枠内に示すように 委託はしても処理に関する責任は、処理業者ではなく、全て排出事業者にあるというのが、排出事業者責任の考え方です。

表4 廃棄物処理法と排出事業者責任とは何か？

廃棄物処理法：法律の基本理念；汚染者負担の原則（OECD）⇒国民にも、事業者にも課せられている。

（国民の責務）

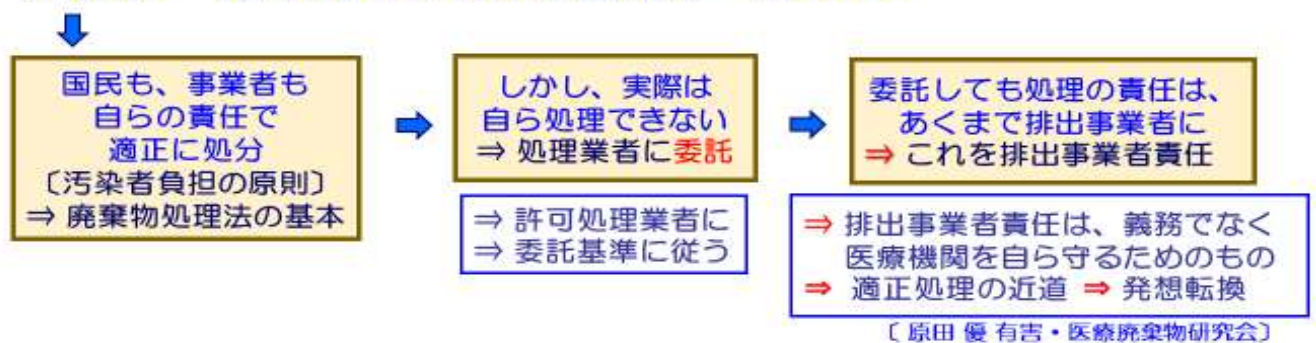
第2条の4

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。〔※事業者⇒排出事業者 医療機関・一般企業等〕



25項目も、この考え方に基づいており、法規定項目、法規定外項目の各項目について、引き続き何をどのようにすれば、排出事業者責任を遂行できるかを解説いたします。次回は、1. C1 の続き、2. C2-1. 診療所であっても適切な処理計画を立てているか？（☆ 多量排出者；産業廃棄物 1,000 t～、特管 50 t～ は、計画・報告ともに義務となっています。）から解説いたします。

第107回 セルフアセスメント

第107回の解説の中から設問を用意しました。もしご興味がおありでしたら、お答えください。解答は次回といたします。

1. 排出事業者責任は、（① ）の事項が意外に多く、現在処理が進んでいる場合であっても、一度、ここで解説していく（② ）の25項目の（③ ）で示す廃棄物処理法を理解した上で正確に見直しをすることが必要です。

第106回 セルフアセスメント 解答

1. 実際に自ら処理できない場合には、（① 委託）することが許されています。しかし、委託しても（② 処理の責任）は、あくまで排出事業者にあります。これが（③ 排出事業者責任）です。

[引用・参考文献]

1. 総務省行政管理局政管理局、法令データ提供システム
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0137.html>
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46SE300.html>
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46F03601000035.html>
4. 環境省、廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要、
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/ref01.pdf>
5. 廃棄物処理法令研究会監修、三段対照 廃棄物処理法法令集 平成 28 年版、
ぎょうせい、2016.
6. 環境省、排出者責任の考え方（汚染者負担の原則）、環境白書、2001（平成 13）年
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/honbun.php3?kid=214&bflg=1&serial>
7. 東京都環境局、排出事業者責任、2009（平成 21）年
https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/flu/responsibility.html
8. 三菱総合研究所、拡大生産者責任に係るこれまでの検討状況等の調査「平成 14 年度
廃棄物等処理再資源化推進（循環型社会システム調査＜欧州型環境・リサイクル関連法
規制等に関する調査＞）」、経済産業省、2002（平成 14）年
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/research/pdf/06_02.pdf
9. 日本医師会、感染性廃棄物等に関する検討委員会 答申（プロジェクト）報告書
平成 18 年 3 月、日本医師会 感染性廃棄物等に関する検討委員会